人事院公示第17号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、人事院規則１－64（職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

平成27年６月24日　人事院総裁　一宮なほみ

1　委任を受ける職員の職名

人事院事務総長

2　委任する権限及び所掌事務

一　人事院規則１－64（職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣）（以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

二　規則第12条第２項の規定に基づき、号俸を調整することについて協議に応ずること。

三　規則第13条第２項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

3　委任の効力の発生する日

平成27年６月25日

人事院公示第18号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、人事院規則１－65（職員の公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会への派遣）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

平成27年６月24日　人事院総裁　一宮なほみ

1　委任を受ける職員の職名

人事院事務総長

2　委任する権限及び所掌事務

一　人事院規則１－65（職員の公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会への派遣）（以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

二　規則第12条第２項の規定に基づき、号俸を調整することについて協議に応ずること。

三　規則第13条第２項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

3　委任の効力の発生する日

平成27年６月25日

人事院公示第19号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成27年６月24日　人事院総裁　一宮なほみ

1　第２項第９号中⑷及び⑸を削り、⑹を⑷とし、⑺から⑼までを⑸から⑺までとする。

第２項第18号⑷中「第５条第２項第７号」を「第５条第２項第９号」に改める。

2　この決定による改正は、平成27年６月25日から効力を発生する。

公　告

諸　事　項

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２７年（へ）第２号

東京都江戸川区鹿骨１丁目８番12号
申立人　株式会社トウザキ
代表者代表取締役　東﨑　匡
権利を争う旨の申述の終期　平成27年９月24日
平成27年６月５日　盛岡簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＡ59282
金額　1,230,039円
支払期日　平成27年６月30日
支払地　盛岡市
支払場所　株式会社岩手銀行本店営業部
振出日　平成27年３月30日
振出地　白地
振出人　株式会社三田商店　取締役社長　三田義之
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２７年（へ）第３号

静岡県磐田市竜洋中島722番地の29
申立人　有限会社ステップ
代表者代表取締役　鈴木　積
権利を争う旨の申述の終期　平成27年９月25日
平成27年４月23日　浜松簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ｙ245836
金額　300,000円
支払期日　平成27年７月25日
支払地　静岡県浜松市
支払場所　株式会社静岡銀行成子支店
振出日　平成27年３月25日
振出地　静岡県浜松市南区渡瀬町1000番地の１
振出人　株式会社林工組　代表取締役　伊藤友輔
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２７年（へ）第４３号

和歌山市有本482番地の２
申立人　株式会社サガワ
代表者代表取締役　砂川　康生
権利を争う旨の申述の終期　平成27年９月14日
平成27年６月５日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＶＹ277880
金額　221,000円
支払期日　平成26年９月20日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三井住友銀行梅田支店
振出日　平成26年５月20日
振出地　大阪市
振出人　大鉄工業株式会社　代表取締役社長　河内　清
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２７年（へ）第１号

大阪市西淀川区歌島３丁目８番４号プラザ歌島313号室
申立人　豊島　新藏
申立人代理人　宮坂　益男
権利を争う旨の申述の終期　平成27年９月４日
平成27年６月３日　尼崎簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＬＺ49255
金額　1,800,000円
支払期日　平成27年５月31日
支払地　尼崎市
支払場所　三菱東京ＵＦＪ銀行尼崎支店